

第12期滋賀県人権施策推進審議会第2回会議 概要

日時：令和6年2月5日（月）13:30～15:30

場所：滋賀県危機管理センター 1階大会議室

1 出席委員（五十音順、敬称略）

糸島陽子、大河原佳子、坂元茂樹、芝滝全弘、白石恵理子、杉山佐枝子、中村陸、野村喜代子、日野貴博、本田智見、山崎智

2 議題

- (1) 滋賀県人権施策推進計画の改定（素案）について
- (2) 滋賀県パートナーシップ宣誓制度（骨子案）について

3 議事

◎開会

◎滋賀県総合企画部理事員（人権・同和担当）あいさつ

◎出席委員の確認

12名中11名出席

（うち2名（杉山委員、日野委員）は Web 会議アプリケーション「Zoom」利用によるオンライン出席）

◎資料の確認

議題（1）滋賀県人権施策推進計画の改定（素案）について

<資料1-1～1-4および参考1～2に基づき、事務局より説明>

会長

ただいまの事務局からの説明について、ご意見をいただきたい。

まず私から、資料1-3の11ページの「オ 具体的な行動変容につながる啓発の推進」に記載されている「正しい知識があれば、差別や偏見を防止することができる」について、人権に関する様々な資料では「差別偏見」と「偏見差別」が適宜使い分けられているが、国の「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」では、「偏見差別」という順

序になっている。それは、偏見があるから差別が生じるからであり、常にその順序である必要はないが、文章の修正にあたってご留意いただきたい。

また、資料1-2の「Ⅱ 分野別施策の推進」について、これまでの「重要課題への対応」をこのように修正するという事は、理に適っている。ただし、この「分野別施策の推進」の説明文で一言触れていただきたいのは、複合的差別の問題である。例えば、女性で障害のある方には複合的差別が生じ得るし、アイヌの人々に対するヘイトスピーチがインターネット上で行われるといった場合にも、複合的差別が生じることになる。個別の項目の中で設ける必要はないが、「分野別施策の推進」の説明文において、こうした複合的差別への言及があった方がよいのではないかと。

他にご意見やご質問があれば、ご発言をお願いします。

委員

何点か文章表現の意味を教えてください。

まず、資料1-3の12ページの「②事業者に対する人権啓発」の説明文中に「サプライチェーン全体の経営上リスクを特定し」とあるが、この「経営上リスク」という言葉の意味がよく分からない。13ページにある「人権デュー・ディリジェンス」との関係から考えると、「人権上リスク」ということなのかもしれないが、この意味を教えてください。

2点目は18ページの「2 子ども」の26行目に「などにより」とあるが、この「により」を追加することにより、文章の意味が分からなくなっているのではないかと。

例えば、直前の「『ヤングケアラーの問題の顕在化』などにより、厳しさを増してきます」というのは、ヤングケアラーの問題の顕在化が厳しさが増している原因という訳でもないで、文章表現として適切なのかと思った。

また、21ページの「4. 不登校等への対応」について、「不登校等の状態にある子どもへの対応」として「自他を大切にす気持ち育みながら、他者と豊かにコミュニケーションを図ろうとする態度や、共感的人間関係の育成に努めます」としてしまうと、不登校等の問題が子ども自身にあると読めてしまうのではないかと。ここでは元々、不登校はその子だけでなく、教育全体の問題であるという趣旨で説明が書かれていたものと思われるので、その点はどうかと思った。

それから、25ページの「4 障害者」の「現状と課題」について、障害者差別解消法のことには触れられているが、障害者権利条約についてもどこかで触れた方がよいのではないかと。「2 子ども」では子どもの権利条約について触れられているので、こちらでも触れておいた方がよいと思われる。

事務局（人権施策推進課）

4点のご質問等をいただいたので、順にお答えする。

まず、「経営上のリスク」に関するご質問については、可能であれば表記を改めるように

したい。「リスク」という表現がどうなのかというご指摘であると思うが、ここで実際に指しているのは、例えば輸入元や輸出先の企業や従業員に対して、いわゆる「フェアトレード」の関係になっているのかということや、強制労働はないのかといった人権上の問題について、きちんと管理をしていないと、それが経営上のリスクになるということである。

当課としては、あくまでも人権の尊重の視点に立って記載しているものであるため、もう少し良い表現がないか、検討させていただきたい。

2点目の18ページの「により」の文言の追加および3点目の21ページの「不登校等への対応」の文章については、より分かりやすい形に表記を修正したつもりであったが、特に21ページについては、子ども自身の問題にすり替わって読まれてしまう可能性があるということで、ご指摘のとおりであると思われる。いずれもより適切な表現がないか考えてまいりたい。

最後の障害者権利条約に関するご意見についても、計画の全体のバランスを考慮した上で、追加する方向で検討してまいりたい。

委員

資料1-3の25ページの「4 障害者」の「現状と課題」について、25行目から26行目にかけて、令和4年度現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の人数が書かれているが、難病の方の人数も身体障害者として、この中に含まれているのか。

また、ここでは発達障害のある方については全く触れられていないが、その人数はどこに含まれているのか。発達障害の障害者手帳というものはなく、精神保健福祉手帳または療育手帳のいずれかを持っている方もいれば、そうでない方もいるが、県としてこの「現状と課題」の中で、発達障害のある方のことをどのように受け止められているのか。

さらに、30行目から35行目にかけて「合理的配慮」について触れられているが、令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行され、事業者に対しても合理的配慮の提供が義務付けられる。令和6年7月に公表予定の計画であれば、この改正のことも書いておく必要があるのではないか。

事務局（人権施策推進課長）

1点目の難病の方の人数について、難病の方には別途受給者証が発行されており、身体障害者等の人数と重複している部分もあるのかもしれないが、難病の方の人数としては記載できていないので、所管課に確認の上、併記等が可能かどうか検討したい。

2点目の発達障害のある方については、病院で診断を受けている方とそうでない方がおられるため、正確な人数の把握は困難であると認識している。しかし、共生社会の実現を目指すにあたっては、発達障害のある方への理解を深めることも必要であると考えられるため、この点についても所管課に確認し、記載の修正を検討したい。

3点目の法改正の件についても、ご指摘のとおり令和6年7月目途に計画改定を進めて

いるため、その時点に合った内容となるよう、所管課と調整させていただきたい。

委員

何点か教えていただきたい。

まず、先程委員からご指摘のあった資料1-3の12ページの「②事業者に対する人権啓発」について、2段落目に「また」として文章が追加されているが、木で竹を接いだ文章になっているようにも感じられるため、もう一度内容をよく確認し、文章の位置や接続の方法を検討していただきたい。

2点目は11ページの「オ 具体的な行動変容につながる啓発の推進」および「カ 年代を意識したより効果的な啓発の実施」について、これらは人権啓発の基本中の基本と言える項目であると思うが、この2つの項目を施策の中で具体的にどのように活かされているのかを教えていただきたい。

3点目は先程の開会挨拶にもあった能登半島地震に関して、45ページの「15 災害発生時の人権問題」の内容を見ると、東日本大震災での人権侵害の事例には触れられているが、計画改定の時期を考えると、今回の能登半島地震で見られた事例も記載しておくべきではないか。報道等によると、今回の地震では特にインターネット上でひどい人権侵害の事例が見受けられるので、その辺りのことも記載してはどうかと思う。

最後に、インターネット上の人権侵害について、42ページの17行目に「全国組織による活動などの様々な機会を通じて、引き続き要望を行っていきます」とあるが、自分の知る限りでは、インターネット上での部落差別に関する差別的表現がひどい状況となっている。

そのため、全国的な行政の繋がりの中で、部落差別に関する要望活動が行われていることは承知しているが、外国人の人権問題等、それ以外の人権課題で要望活動が行われていることを把握しておられるのであれば、教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

1点目のご意見については、この位置に文章を追加するのがよいのか、接続の仕方が妥当なのか等を検証し、付け足し感がないような表記となるようにしたい。

2点目のご意見については、この「オ」と「カ」は県民意識調査の結果等を受けた本審議会でのご議論を踏まえ、改めて記載をしたものである。具体的には、例えばLGBT等の方に関する人権問題であれば、カミングアウトを受けた際に「そんなことを言われても困る」や「私には分からない」といったことではなく、「大事なことを打ち明けてくれてありがとう」や「自分にできることを考えたい」といったことを伝えることが考えられる。

他人事という意識を捨て、お互いの人権が尊重されるような行動をしてほしいということ、具体的な事例でお示ししながら啓発を行うことにより、一人ひとりの実践につなげていただきたいと考えている。

年代を意識した啓発については、例えばインターネット上の人権侵害に関しては、イン

ターネットの活用頻度が高い若年層が被害者にも加害者にもなる可能性が高いと考えられるため、若年層にはインターネット上の人権侵害を中心に啓発を行っていく。また、LGBTに関しては、若年層で理解が進んでいる一方、高齢の方には理解があまり進んでいないと考えられるため、高齢の方には新聞やテレビ等で、若年層にはインターネットを中心にといったように、媒体を考えながら、ターゲットを絞った啓発を行ってまいりたい。

3点目のご意見については、今回の能登半島地震で見られたSNS上での偽情報の流布やデマの拡散等の行為は、人命にも関わる非常に大きな問題であると認識している。そうした問題への対応に関しては、「11 インターネット上の人権侵害」に総括的に記載しているが、災害発生時の問題としても個別に記載するべきであると思われるため、「15 災害発生時の人権問題」の「現状と課題」や「具体的施策」にこうした問題を防止するための啓発等の実施について記載することを検討したい。

最後のご質問については、具体的には全国知事会や全国人権同和行政促進協議会（全人同協）で要望活動を行っている。全人同協には近畿ブロックの協議会もあり、その中でも議論しているところであるが、インターネット上の人権侵害については、確信犯や自己顕示のために行っている者に対しては啓発等を行っても削除されることがなく、各所で裁判等も行われている。表現の自由との兼ね合いもあるが、こうした問題について国に要望等を行っていく中で、罰則の強化やプロバイダ責任制限法の改正等も行われているところがあるので、引き続き粘り強く働きかけてまいりたい。

委員

資料1-3の32ページの「6 外国人」に関して、間もなく令和5年末現在の県内の外国人人口が公表されると思うので、原案の段階ではそちらの最新の数に置き換えていただきたい。

また、この外国人人口については、県内全体で何人の外国人の方が住んでいて、その内訳としてどの国籍の人が何パーセントという形で記載されているが、県民の皆さんに外国人の人権について考えていただく場合、県内の外国人人口は県民全体の約2～3%であるものの、決して少なくないということが分かってもらえるようにした方がよいのではないかと。外国人人口の中での国籍別の内訳が果たして必要なのかと思う。

もう一点、14行目以降に国の方針や法改正の情報が書かれているが、外国人材の受入れに関する法令は刻々と変化し続けている。昨年6月には省庁を超えた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が閣議決定されており、その中で「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」として方針が示されているので、そうした最新の情報を記載してはどうか。

さらに、19行目に「近年はベトナム、インドネシア国籍の人が増加するなど」とあるが、こうした国籍別の内訳も刻々と変化しており、ミャンマーやネパールの人も増えてきているので、どのように記載するのがよいのかと考えていた。

最後に、33 ページの6行目に「外国人県民等も」とあるが、他の箇所では「外国人県民等が」や「外国人県民等の」とあるのに対し、ここだけ「も」となっており、付け足しのように感じている印象を受けた。

事務局（人権施策推進課）

1点目の最新の外国人人口については、関係課に確認の上、次回お示しする原案では最新の数値を反映させていただく。合わせて、2点目のご質問についても、今は必ずしも一定の国籍にルーツを持つ方ばかりではなく、また「どこの国籍の人が増えたから」という理由で外国人の方の人権を尊重しなければならないという訳でもないため、どのような表記が好ましいか、関係課と調整しながら検討してまいりたい。

国の方針や法改正に関しては、全ての情報を記載することはできないが、ご指摘のような最新の情報を記載するようにしてまいりたい。

33 ページの「外国人県民等も」という表記については、この「も」に特別な意味がある訳ではないと考えられるため、その点を確認した上で、適切な表記となるよう修正させていただく。

会長

先日、法務省主催の「共生社会と人権に関するシンポジウム」が行われ、そのコーディネーターを担当させていただいたが、パネリストの一人である京都外国語大学のジェフ・バーグランドさんが「今、東京では若者だけで考えると、10人に1人が外国人である」とおっしゃっていた。32ページの「現状と課題」には、令和4年12月末現在36,158人の外国人の方が住んでいるとあるが、それだけではなく、県民全体の何パーセントが外国人であるということにも言及していただければと思う。

また、国籍別の内訳が記載されているが、在日韓国・朝鮮人の方等、オールドカマーが多い京都や大阪と比べると、滋賀県はニューカマーが非常に多いので、滋賀県の計画の中では、国籍別の内訳を書くということは重要なことではないかと思う。

多国籍化が進んでいるということについては、自分が入国者収容所等視察委員会の委員を務めていた際、入管施設の利用方法の翻訳言語数が32言語にまで増えていた。日本ではそれぐらい多くの外国人の方が生活しているということなので、国籍別の内訳を書きながらも、県民全体の何パーセントが外国人であるということが分かるよう、記載を工夫していただきたい。

33ページの「③災害時への対応」における「外国人県民等」の「等」で重要になるのは、インバウンドの外国人観光客のことである。避難場所の誘導等、外国人観光客がたまたま県内で災害に遭遇した場合にどのようにして適切に対応するのかといったことについても、県として常に把握して留意しなければならないと思うので、その辺りも含めて記載を検討いただきたい。

委員

資料1-3の38ページの「9 刑を終えた人・保護観察中の人等」について、「現状と課題」の説明文中に「刑を終えた人、保護観察中の人やその家族」とあるが、例えば逮捕されたが不起訴となった人は「刑を終えた人・保護観察中の人等」に該当しないため対象外ということになるのか。それとも、犯罪をしてしまった人は広く対象になるのか。

事務局（人権施策推進課）

個別計画から引用している部分もあるため、詳細はまた確認させていただきたいと思うが、大局的な観点から申し上げますと、全ての人の人権が尊重される社会という条例の基本的な姿勢があるため、人権に関する計画としては、お尋ねのような方も対象に含まれるものと考えている。そのため、この「刑を終えた人・保護観察中の人等」の「等」についても、幅広く捉えるようにしたいが、個別計画での具体的な対象範囲を所管課に確認の上、調整してまいりたい。

委員

資料1-3の34ページの「7 患者」について、「現状と課題」の内容が在宅医療に特化して記載されているように感じられる。在宅医療ももちろん重要であるが、高齢者施設にいらっしゃる方のことも記載いただいた方がよいのではないかと。「3 高齢者」のところに記載されているのかとも思ったが、「高齢者施設」という文言はなかったように思うので、少しご検討いただければと思う。

事務局（人権施策推進課）

素案の文章表現では在宅医療が中心に見えてしまうところのご指摘の意図と思うが、県としては在宅医療も施設医療も重要であると考えているので、所管課にも確認の上、追記できないか検討したい。

会長

他にご意見等はないか。

それでは、積極的なご意見、ご質問をいただき、ありがとうございました。事務局にはご意見等に沿って記載内容の修正等を検討いただくよう、よろしく願います。

議題（2）滋賀県パートナーシップ宣誓制度（骨子案）について

<資料2に基づき、事務局より説明>

会長

それでは、ただ今の事務局からの説明に関して、ご意見、ご質問等があればお願いしたい。

委員

簡単なことであるが、資料2の4ページ上部にある受領証の表面の文章の1行目が「パ」で終わっているが、改行して読みやすいようにした方がよいのではないか。

事務局（人権施策推進課）

ご指摘のとおり、読みやすくなるよう修正させていただく。

委員

資料2の1ページの「2. 制度の概要」について、パートナーシップが解消された場合、返還届を一方の宣誓者のみから提出することができるかとされているが、両名からの提出でも構わないと解釈してよいか。

また、受領証には有効期限はないとのことであるが、記載内容に変更が生じた場合、宣誓者自身で書き換えを行ってもよいか。それとも、再度申請を行う必要があるのか。

事務局（人権施策推進課）

1点目のご質問については、両名から提出いただくことを妨げるものではないので、これから要綱や宣誓の手引きを作成する中で、そのことを分かりやすく整理させていただく。

お二人からの宣誓を受領するものであるため、解消時も原則は両名から返還届を提出いただくべきであると考えているが、様々な事情によりどちらか一方からしか返還できない場合、婚姻制度のような関係解消のための様々な手続きもないため、一方からの返還のみで関係が解消できるということを了解いただいた上で、宣誓をしていただくようにしたい。

2点目のご質問については、婚姻届の場合も有効期限はないため、本制度についても有効期限を定めないこととしているが、ご指摘のとおり、後で記載内容に変更が生じることもあり得る。そのような場合は、行政が発行した受領証である以上、本人が勝手に書き換えを行ってしまうと有効性に疑問が生じてしまうため、変更の手続きを行っていただくことが必要であると考えている。

委員

資料2ページの「(4) 宣誓の要件等」の「ア 宣誓の要件」について、「①成年に達していること」とあるが、現在は成年年齢が18歳になっている。そうすると、高校3年生も成年ということになり、対象に含まれることになるが、高校生から宣誓があった場合はどうするのか。

また、3ページの「6. 本制度に対応する行政サービスの提供等」について、今回の制度の趣旨を踏まえると、この点は非常に重要であり、具体化が必要であると思うが、提供可能な行政サービス一覧表の作成等は考えているのか。例えば、東京都であれば行政サービスだけでなく、民間のサービスや市町のサービスも含めた一覧表を作成し、随時更新されているが、そうした点も考慮されているのか。

さらに、「県は、本制度の趣旨により、法令等の範囲内において行政サービスを提供する」とあるが、県として現時点で提供できるサービスには何があるのか。市町レベルで言えば、例えば当事者に対する移住支援や、ファミリー世帯への転居助成等があるが、病院での対応等も含めて、分かる範囲で教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

今後、県民政策コメント等で様々なご意見を伺うことを予定している中、あくまでも現段階での回答ということで、お答えさせていただく。

まず、1点目のご質問については、今回の制度は異性カップルであれば認められているものが同性カップルには認められていないということに立脚して検討しているため、高校生でも成年年齢に達していれば、対象になり得ると考えている。婚姻制度の場合、成年であれば高校生でも婚姻が可能であるのと同様であると理解している。

2点目の行政サービスの一覧表の作成については、現在制度の立案作業中のため、これから整理していくものであるが、先行自治体の例を見ると、公営住宅への入居のほか、公立病院での入院患者への面会や手術同意、自動車税の身体障害者減免等、これまで家族にしか認められていなかったものが対象になり得るものと承知している。

しかしながら、これら以外に行政が提供可能なサービスがあるかということ、実際にはあまり例がないようであり、各自治体が独自に定めている「夫婦」に対する給付金制度等については、今後どのような扱いとするかが検討課題になると考えられる。いずれにせよ、制度の開始にあたっては、何らかの形で提供可能なサービスの一覧をお示ししてまいりたい。

なお、各市町や民間事業者等が提供されるサービスについては、それぞれの実施主体において判断されるものであると承知しているが、県が本制度を導入することにより、新たに提供対象に含めることを検討いただくきっかけとなればと考えている。

委員

何点かお伺いしたい。

まず、前回の会議でも説明があったかもしれないが、市町のパートナーシップ宣誓制度との相互乗り入れはあるのか。それとも、県と市町がそれぞれ単独で実施するものなのか。

2点目は資料2の2ページの「(4) 宣誓の要件等」の「イ 提出書類」について、「パートナーシップ宣誓書」、「住民票の写し等」、「現に婚姻していないことを証明する書類」

が挙げられているが、こうした書類を提出したくとも提出できないといった人がいた場合、どうするのか。

3点目は同じく2ページの「5. 手続きの方法等」の「(2) 手続きの流れ」の説明文について、「人目に付きにくい会議室」という、行政が書く文章としてはあまり見られない表記になっているが、これはどうなのか。また、「会議室等」ではなく、「会議室」として特定されているのもどうかと思う。

最後にもう一点、受領証は即日交付されるとのことであるが、県として実際に対応可能なかどうかを伺いたい。

事務局（人権施策推進課）

1点目のご質問については、県として市町に強制的な働きかけができるものではないため、制度未導入の市町に対しては、県の制度導入の趣旨等を説明し、それぞれで導入について検討いただきたいと考えている。その上で、制度を導入された市町に対しては、県が発行した受領証によって市町の各種サービスが利用できるようにしていただくとともに、市町が発行した受領証によって県のサービスが利用できるよう調整したい。

2点目のご質問については、パートナーシップ宣誓書が提出できないということはおそらくないものと考えており、何らかのご事情で自筆が困難な場合は、本人の立会のもと、代筆させていただくことも考えている。また、住民票の写し等は住所要件等の確認のために提出いただく必要があるし、現に婚姻していないことを証明する書類についても、先行府県の事例を調査する中では、特に提出が困難であるといった話は聞いていないため、提出いただくことは可能であると考えている。

3点目のご意見については、行政の文章としてはあまり見られない表記となっているのはご指摘のとおりなので、例えば「プライバシーが守られた会議室等」というように、表記を修正することを検討したい。

最後のご質問については、即時交付としたのはプライバシーへの配慮や宣誓者の負担軽減に配慮したからである。そのため、事前に日程調整を行って当日中の交付ができるよう準備させていただき、何度も来庁いただく必要がないようにしたいと考えている。

委員

市町との関係について、もう少し確認したい。

県に対して宣誓が行われたからといって、市町に対して関係するサービスの提供を強制することはないが、市町に対して宣誓が行われた場合、受領証を県の機関に提示することにより、県に対して宣誓が行われた場合と同等の取扱いをしてもらえるという理解でよいか。

事務局（人権施策推進課）

まだ決定はしていないが、現段階の考え方としてはご指摘のとおりである。県の制度案と制度導入済みの各市の制度では若干内容が異なっているし、今後は都道府県間の連携という話も出てくるかもしれないが、まずは当事者の利便性を第一に考えて調整するようになりたいと考えている。市町に対して強制できるものではないが、県と市町の双方の合意のもと、必要な手続きを進めてまいりたい。

会長

先程、事務局から「人目に付きにくい会議室」という表記を見直すという説明があったが、例えば「宣誓者のプライバシーに配慮した庁内施設において」としておけば、会議室に限定されることもないので、そのような形で修正していただければと思う。

委員

今の事務局の回答をお聞きしていると、市町に対して宣誓を行った人が県に対して二重に宣誓を行う必要はないということであるかと思うが、そのような理解でよいか。

また、資料2の1ページの「2. 制度の概要」に「受領証が返還された場合、知事はその番号を公表することができる」と書かれているが、現時点で検討している公表の方法があれば、教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

1点目のご質問については、市町に宣誓をされた場合には県のサービスを、県に宣誓をされた場合には市町のサービスを利用できるよう調整させていただくが、宣誓そのものは県と市町の両方に行っていただくことを妨げるものではなく、何らかの事情によって両方に宣誓をされる場合もあると考えている。

2点目のご質問については、宣誓者のプライバシーには当然配慮が必要であるが、失効した番号を何らかの形で公表する必要があるため、県のホームページ等に失効した番号のみを掲載することにより、各種サービスの提供主体にも確認いただけるようにしたいと考えている。

委員

制度の周知の方法について、おそらく外国人県民の中にもこの制度を利用したいという方がおられると思われるが、制度の情報を何言語かで翻訳してホームページで公表するといったことは考えているのか。

事務局（人権施策推進課）

県民への周知の方法としては、まずは報道機関への資料提供や記者発表等を行うほか、

県広報誌での広報等を検討している。外国人県民に対しては、まだ調整はできていないが、例えば滋賀県国際協会の情報誌「みみタロウ」において、多言語での広報を行っていただければありがたいと考えている。また、各市町の広報紙や当課のメールマガジン「じんけん通信」での広報等も行っていければと考えている。いずれもまだ確定したものではなく、現段階での想定ということをご理解いただきたい。

会長

その他のご意見等はいかがか。

今回の制度については、いずれか一方の宣誓者からの返還届の提出でパートナー関係を解消できるとのことであるが、当該宣誓者が公営住宅に居住されている場合、一方の方が県外に転居したとしても、もう一方の方が引き続き公営住宅での居住を希望されるのであれば、居住を認めるのか。他の自治体での運用事例も参考にしながら、検討していただきたい。

本日いただいたご意見以外にも様々なご意見があると思われるが、本審議会においても、引き続き滋賀県パートナーシップ宣誓制度についてご議論いただける機会があると思うので、その際にまたご意見等をいただけるようお願いする。

それでは、本日の議事はこれで終了とし、事務局に進行をお返しする。

(以上)